借入金及び森林総合研究所債券（以下「借入金等」という。）は、独立行政法人森林総合研究所法附則第17条の償還計画に基づき管理しております。

借入金等の使途は事業投資資金（長期固定）であり、将来の金利動向によっては高い金利で借り換えざるを得ないという金利の変動リスクに晒されています。

当該リスクに対して、特定地域等整備経理においては、利益剰余金から積立てられた目的積立金（金利変動準備積立金）の取崩しにより対応することによって、当期総損益ベースで収支均衡を図ることとしております。また、林道経理については、平成20年度以降「幹線林道事業移行円滑化対策交付金」により事業資金がまかなわれることとなったため、金利リスクからは解放されています。

なお、水源林勘定においては、借入金の発生利息の一部は国庫補助金等により補てんされております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
①現金及び預金	15,545,979,379	15,545,979,379	―
②林道割賦売掛金	23,002,245,985	24,895,597,647	1,893,351,662
③特定整備割賦売掛金	2,158,139,274	2,281,576,099	123,436,825
④農用地整備割賦売掛金	37,775,574,299	40,222,392,912	2,446,818,613
⑤一年内償還予定森林総合研究所債券	(6,600,000,000)	(6,645,540,000)	(△　45,540,000)
⑥短期借入金	(22,187,098,000)	(25,413,366,180)	(△　3,226,268,180)
⑦森林総合研究所債券	(21,200,000,000)	(22,197,580,000)	(△　997,580,000)
⑧長期借入金	(163,090,015,000)	(172,895,107,423)	(△　9,805,092,423)

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②林道割賦売掛金、③特定整備割賦売掛金、④農用地整備割賦売掛金

これらの時価は、一定の期間毎に区分した債権毎に債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

⑤一年内償還予定森林総合研究所債券、⑦森林総合研究所債券

当法人が発行した債券の時価は、市場価格によっております。

⑥短期借入金、⑧長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（固定資産の減損関係）

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

区分	種　　類	場　　所	帳簿価額	用　　途
①	水源林	宮城県栗原市　他10契約地	305,242,373	水源涵養等公益的機能の発揮
		山梨県韮崎市	21,116,350	〃
		三重県度会郡大紀町	2,037,461	〃
		和歌山県田辺市	3,750,205	〃
		広島県安芸高田市　他３契約地	186,644,705	〃
		長崎県西海市　他７契約地	96,681,684	〃

⑵　認められた減損の兆候の概要

①水源林については、契約相手方と主伐に伴う造林木の販売に関する協議・承諾を締結したため、今後当該資産の使用可能性（水源涵養等公益的機能の発揮）の著しい低下が見込まれると判断しています。

⑶　減損を認識しない理由

①水源林については、契約相手方と主伐に伴う造林木の販売に関する協議・承諾を締結したが、現時点では、造林木売買契約が締結されていないため、売買契約が成立するまでの間は、当該資産がその使用目的に従った機能を有しているため、減損を認識していません。

⑷　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

区分	種　　類	場　　所	帳簿価額	用　　途
②	水源林	宮城県栗原市　他11契約地	86,138,647	水源涵養等公益的機能の発揮
		山梨県韮崎市	1,183,547	〃
		三重県多気郡大台町	2,891,005	〃
		広島県庄原市　他７契約地	44,787,526	〃
		熊本県人吉市　他７契約地	70,649,137	〃
③	土地	埼玉県比企郡鳩山町	194,000,000	赤沼実験林用地
④	電話加入権	茨城県つくば市	4,536,000	電話加入権

⑸　減損の認識に至った経緯

②水源林については、契約相手方と主伐に伴う造林木の販売に関する協議・承諾を締結し、今年度造林木売買契約も締結されたため、当該資産を法人自らが使用しないという決定を行い、当該決定を行った日の属する事業年度内における一定の日以後使用しないという決定であるので、減損を認識しています。

③土地については、当該土地の存する地域において地価の下落が進行しており、④電話加入権については評価額の下落が進行しており、市場価格が著しく下落し回復が見込まれないため、減損を認識しました。